

## 第1章 高ボッチ高原について

### 1-1 地理的位置

高ボッチ高原は塩尻市の北東部に位置し、鉢伏山地に属する高原である。鉢伏山地は長野県のほぼ中央に位置し、最高峰の鉢伏山(1,928.5m)から、南へ横峰(1,670.0m)、高ボッチ山(1,664.9m)、荷直峠(1,403m)、東山(1,429.5m)と徐々に標高を下げ、塩尻峠(1,020m)へと続く。

高ボッチ山は鉢伏山から塩尻峠へ続く尾根のほぼ中間に位置するが、山頂周辺は緩やかな平坦面が広がり、高ボッチ高原と呼ばれている。

### 1-2 高原の歴史

高ボッチ高原の代表的な景観を形成している草地は、古くから採草地として草刈りが行われてきた場所である。

昭和20年(1945年)頃までは、草地維持のために火入れも行われていた。

しかし、時代の変遷とともに採草地としての利用はなくなり、管理する者がいなくなることで、徐々に木本類が草原中に侵入してきたと考えられる。

そうした状況の中でも、高ボッチ高原の美しい自然環境は塩尻市内のみならず、広く県内外に知られ、写真家や近年の山ブームによる観光客等が訪れる場所となっている。

### 1-3 高原の主な利用施設

高ボッチ高原の利用施設としては、山頂に最も近い駐車場に展示室を兼ねた管理棟(自然保護センター)、花壇、トイレ、ベンチ、展望板が整備され、利用者数が最も多い。

次いで利用が多いのは、年1回「観光草競馬大会」として夏にイベントが開催される草競馬場付近で、草競馬場以外にも周辺に駐車場、トイレが整備されている。

高ボッチ牧場には、時期になるとホルスタイン牛が放牧される。牧場には木柵が整備され、遊歩道と分離されている。

管理棟から北西に向かって延びる遊歩道を下ると、ヒョウタン池が整備され、東屋や木柵、池を周遊することができる遊歩道がある。

草競馬場の東側約200mには、見晴らしの丘として、遊歩道及びベンチが整備されている。

平成25年度には、草競馬場横の駐車場から北側約600mの場所に、「信州ふるさとの見える丘」として展望板が新たに整備された。

また、山頂へ続く遊歩道が3路線整備されており、管理棟横の駐車場から延びる路線が最も利用頻度が高い。他の2路線についても、途中から管理棟横の駐車場から延びる路線へ合流するルートとなっている。

### 1-4 自然環境保全の必要性

高ボッチ高原は、古くから人の手によって管理されてきた二次的草原である。近年では草原の管理が行き届かなくなっていること、地球温暖化による気候等の変化、一部の観光客等によるマナー違反、利用者による踏み付け等を要因として、草原環境が変化してきている。

また、火入れが行われなくなったことを主な要因として、低木範囲が徐々に拡大し、草原の美しい景観が失われつつある。

このままの管理状態が続けば、やがて草原は消失し、森林へと変遷していくものと想定される。高原に親しみをもつ地域住民や、観光客の休養の場として、また、多くの生物が生息する高原を守り、生物多様性を確保していくという観点からも、高ボッチ高原の自然環境を保全し、美しい高原を後世に引き継いでいかなければならない。

## 第2章 本ガイドラインについて

### 2-1 ガイドラインの目的

高原の採草利用が行われなくなり、火入れによる草地管理が停止されてから現在までに約70年が経過している。草地の管理が停止した以降は、レンゲツツジ、ズミ、ミヤマイボタ、アカマツ等の低木類が徐々に侵入し、沢や凹状部を中心に樹林に遷移してきた。かつて草競馬場の南から横峰まで連続して約108haあった草地は56haに半減し、島状に分断されている。高ボッチ山頂付近に残る草地も、ズミ、アカマツが侵入し、ススキも大きく成長して背の低い草地性の草本類がススキの中に埋もれている場所が増加してきた。さらに、近年は繁殖力の強い外来植物の侵入も目立つようになり、分布拡大が懸念されている。

また、一部の観光客等による、木柵の乗り越えやごみのポイ捨て、駐車場以外への車両の乗り上げ等のマナー違反が後を絶たない状況である。

高ボッチ高原の特徴である草地景観と希少な草地性の動植物を保全するためには、高原を訪れる人の利用マナーの徹底と、放置されてきた草地の維持管理が必要となる。

これらの課題に対応するため、本ガイドラインを策定し、運用を図っていくものである。

### 2-2 ガイドラインの概要

本ガイドラインは、その目的に合わせ、第3章において「ゾーニング・利用規制編」、第4章において「植生保護計画編」として構成する。それぞれの目的は次のとおりである。

#### 「第3章 ゾーニング・利用規制編」

人の利用による植生環境の衰退を防ぐとともに、マナー違反等によって他の利用者へ迷惑となるような行為を防止するために、高原内でのルールを明文化するもの。

#### 「第4章 植生保護計画編」

樹林化の進行による草原の減少を抑制し、増加してきた高茎草地を低茎草地に回復させる等、高原の特徴ある植生環境を維持するための方針とその方法を示したもの。

また、第5章には実際に本ガイドラインを運用していくうえで必要となる、体制や進捗管理等について示す。

